

教育委員会における適格性を欠く職員等への対応措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、勤務実績不良の職員及びその職に必要な適格性に疑いを抱かせるような問題行動を起こしている職員（以下「適格性を欠く職員等」という。）の対応措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱における職員とは、教育委員会の一般職の職員（新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号）第2条に規定する職員を除く。）をいう。

(対象職員)

第2条 この要綱は、次の各号のいずれかに掲げる行動（以下「問題行動」という。）のある職員又は人事評価における能力態度評価又は業績評価の全体評価が、2期連続して最下位（「1」）になった職員で、職場における日常的な指導を行っても改善が見込まれないものに対して適用する。

- （1）遅刻，早退，終日欠勤等を無断で繰り返すこと。
- （2）勤務時間中に長時間又は頻繁に席を外して職務を遂行しないこと。
- （3）上司の職務上の命令に忠実に従わないこと。
- （4）他の職員と比べて業務のレベルや作業能率が著しく低くかったり，初歩的な業務ミスを繰り返し，業務を1人で完結できなかったり，所定の業務処理を行わなかったりといった不完全な業務処理により職務遂行の実績があがらないこと。
- （5）業務において重大な失策を犯したこと。
- （6）上司等に対する暴力，暴言又は誹謗中傷を繰り返すこと。
- （7）協調性に欠け，他の職員や市民と度々トラブルを起こすこと。
- （8）前各号に掲げるもののほか，職務遂行に支障をきたす行為により，勤務実績

が不良であること又はその職に必要な適格性に疑いがあること。

(問題行動報告)

第3条 所属長は、所属職員が前条に該当すると思料するときは、その理由となる概ね6ヶ月以上の問題行動を記載した勤務状況等記録書（第1号様式）及び認定審査申請書（第2号様式）を教育長に提出するものとする。

(審査会への諮問)

第4条 教育長は、前条の報告を受けた場合には、速やかに所属長等及び当該職員から必要な調査を行い、当該職員に対する分限処分又は個別指導の必要性について、新潟市教育委員会職員適格性審査委員会（以下「審査会」という。）に諮問するものとする。

(個別指導対象職員の認定)

第5条 教育長は、審査会の答申を踏まえて総合的に判断し、当該職員の行動が第2条各号のいずれかに該当し、個別指導が必要であると認められる場合には、当該職員を個別指導が必要な職員（以下「個別指導対象職員」という。）に認定し、所属長及び個別指導対象職員に通知（第3号様式）するものとする。

(個別指導者の指定及び個別指導の実施等)

第6条 教育長は、個別指導対象職員の所属長を個別指導責任者に、所属長の次席職員を個別指導管理者に指定し、勤務実績の改善を図るため又は問題行動を是正させるため、個別指導対象職員への職場での個別指導を実施させるものとする。

2 個別指導責任者及び個別指導管理者は、個別指導対象職員が学校・幼稚園に勤務する職員の場合は学校人事課長と、それ以外の職員は教育総務課長と協議のうえ、個別指導計画書（第4号様式）を作成するとともに、個別指導対象職員に対し当該個別指導計画書の内容を説明しなければならない。

3 個別指導期間は、概ね6ヶ月とし、必要に応じて延長することができる。

4 個別指導責任者及び個別指導管理者は、個別指導計画書に基づき、注意、指導等を繰り返し行い、勤務実績不良の状態及び適格性に疑いがある状態が改善されるよう

努めなければならない。また、個別指導管理者は、個別指導対象職員の改善状況等を的確に把握し、原則として、当該内容を個別指導経過記録書（第5号様式）に毎日記録するとともに、週1回以上は個別指導責任者に報告しなければならない。

5 個別指導対象職員は、職員レポート（第6号様式）を個別指導管理者に毎月提出しなければならない。

6 個別指導責任者は、個別指導管理者に対して必要な助言を行うとともに、個別指導対象職員に対して月1回以上面談を行い、改善に努めなければならない。

7 個別指導責任者は、毎月個別指導達成状況報告書（第7号様式）、個別指導責任者の所見書（第8号様式）及び個別指導経過記録書を毎月、第6条第2項で協議を行った課長に提出するものとする。

8 教育長は、個別指導責任者による個別指導の実施が困難又は不適當と思料するときは、個別指導を中止させることができる。

9 教育長は、必要に応じて個別指導対象職員及び個別指導責任者に対し研修を行う。

（個別指導終了後の報告）

第7条 個別指導責任者は、前条に規定する個別指導期間終了後、個別指導管理者の意見を聞き、個別指導対象職員との面談を経た後に、個別指導終了結果報告書（第9号様式）を教育長に提出するものとする。

（その他の事項）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。